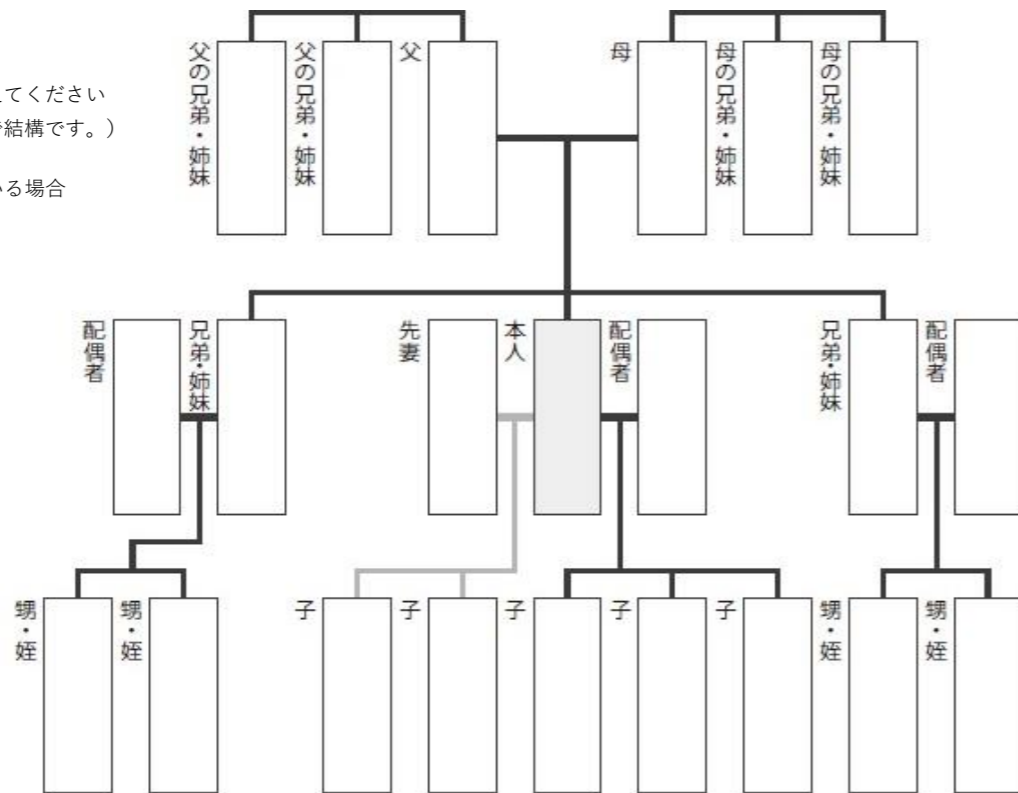


手順1 家族構成を確認する

親族関係図 配偶者（有・無）+ 子（ ）人 + その他（ ）人 = 法定相続人合計（ ）人

※以下、書き加えてください
(書ける範囲で結構です。)

・子に配偶者がいる場合



手順2 財産を棚卸する(相続税の対象となる財産)

財産について

☐不動産について

種類 ※○で囲う	所在場所	相続税評価額	利用状況等	時価評価 (参考)
土地・建物				
土地・建物				
土地・建物				
土地・建物				
土地・建物				
土地・建物				

不動産評価額合計 A 円

☐その他財産

現預金 : 円

株式 : 円 その他

生命保険 : 円 ※法定相続人を受取人とした死亡保険・その他保険 ()

負債 : ▲ 円

その他 : 円

その他 : 円

B 円

遺産総額 (概算) A+B 円

手順3 相続税の申告可否判定

1. 基礎控除額の算出

$$3000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数} \text{人} = \text{基礎控除の額} \text{万円}$$

2. 生命保険金の非課税限度額の算出 ※法定相続人が受取人となる死亡保険金がある場合

$$500万円 \times \text{法定相続人の数} \text{人} = \text{保険金非課税額の限度} \text{万円}$$

非課税限度枠を下回る場合は、その金額となる。

3. 課税遺産総額の試算

$$\text{遺産合計} \text{万円} - \text{基礎控除の額} \text{万円} - \text{※保険金非課税額の限度} \text{万円} = \text{課税遺産総額} \text{万円}$$

課税遺産総額が+の場合

課税遺産総額が-の場合

相続税の申告が必要

まずは、相続税の試算をしましょう。



- > どれくらいの納税額になるのか？
- > 小規模宅地の特例利用で評価を下げられるか？
- > 不動産の評価を正式に算出したら、下がる？
- > 配偶者控除で、納税額を減らせられる？
- > 二次相続まで考えたシミュレーションを。

相続税の申告は不要

相続税申告は必要ないかもしれないが...



- > 「相続」自体は誰にでも起こるものです。
- > 遺産分割で分けにくい財産がありませんか？
- > 不動産の時価評価額を把握していますか？
- > 代償金（代償分割）の準備は出来ていますか？
- > 負債などは、ありませんか？

事前に準備 (現状把握) と対策をしておくことが大切です。

※生前贈与を行うことで、課税遺産総額を減らすことが出来る場合があります。(専門家に相談しましょう)

その他 ※過去3年以内の贈与・相続時精算課税制度利用は、相続財産に持ち戻し

☐贈与等

・過去3年以内の贈与 (あり・なし)

・相続時精算課税制度の利用 (あり・なし)

・その他